

令和4年度 第2回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会

令和4年11月16日(水) 19:00～  
四街道市役所 5階 第1、第2会議室

会議次第

1. 開 会
  - ① 福祉サービス部長あいさつ
2. 議 事
  - ① 地域包括支援センター 令和3年度決算及び事業報告について(報告)
  - ② 令和3年度認知症初期集中支援チーム活動報告について(報告)
  - ③ 千代田地域包括支援センター令和4年度予算及び事業計画について(報告)
  - ④ 介護予防支援事業所の指定について
  - ⑤ 令和5年度の運営方針について(報告)
  - ⑥ 予防プラン再委託事業所の承認について
  - ⑦ その他
3. 閉 会

令和4年度 第2回

四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和3年度地域包括支援センター決算

令和4年11月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

## 【 目 次 】

四街道市地域包括支援センター . . . . 1

みなみ地域包括支援センター . . . . 6

## 令和3年度 四街道市地域包括支援センター決算（総括）

### 【歳入】

（単位：円）

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額（②－①）
市受託金	72,730,903	72,730,903	64,433,660	△ 8,297,243
介護保険収入（プランナー）	14,677,668	14,677,668	13,721,089	△ 956,579
介護保険収入（専門職）	774,648	774,648	784,103	9,455
介護予防事業繰入金	839,988	839,988	799,301	△ 40,687
その他収入	1,470,046	1,470,046	55,143	△ 1,414,903
合計	90,493,253	90,493,253	79,793,296	△ 10,699,957

### 【歳出】

（単位：円）

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額（①－②）
職員俸給	28,985,400	28,985,400	28,264,500	720,900
職員諸手当	19,707,980	19,707,980	16,914,349	2,793,631
法定福利費	14,210,157	14,390,041	12,275,380	2,114,661
臨時職員給与	18,687,747	18,293,325	14,837,044	3,456,281
福利厚生費	126,000	156,300	121,329	34,971
旅費交通費	86,200	86,200	8,840	77,360
諸謝金	722,000	674,449	357,000	317,449
消耗品費	395,955	385,659	315,591	70,068
印刷製本費	286,300	286,300	253,885	32,415
燃料費	188,312	213,854	213,854	0
修繕費	117,600	134,957	132,759	2,198
通信運搬費	966,930	973,370	907,774	65,596
業務委託費	1,484,616	1,484,258	887,257	597,001
保険料	181,370	192,080	186,740	5,340
賃借料	3,019,984	3,023,984	2,930,370	93,614
租税公課費	25,200	25,200	22,400	2,800
研修費	142,700	142,700	105,820	36,880
保健衛生費	98,550	70,440	9,900	60,540
食料費	37,240	37,240	2,192	35,048
負担金	41,000	41,000	41,000	0
手数料	31,360	210,971	206,011	4,960
繰出金	839,988	839,988	799,301	40,687
予備費	110,664	137,557	0	137,557
計	90,493,253	90,493,253	79,793,296	10,699,957

令和3年度 四街道市地域包括支援センター決算  
(包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金	45,120,150	45,120,150	42,005,820	△ 3,114,330
介護予防事業繰入金	816,228	816,228	793,943	△ 22,285
合計	45,936,378	45,936,378	42,799,763	△ 3,136,615

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	18,336,300	18,336,300	18,005,400	330,900
職員諸手当	12,915,476	12,915,476	11,104,248	1,811,228
法定福利費	7,889,284	7,889,284	7,165,165	724,119
臨時職員給与	3,220,260	3,220,260	3,220,260	0
福利厚生費	58,800	80,700	74,655	6,045
旅費交通費	29,200	29,200	6,340	22,860
諸謝金	252,000	204,449	137,000	67,449
消耗品費	125,000	121,729	111,299	10,430
印刷製本費	182,300	182,300	159,754	22,546
燃料費	101,480	113,193	113,193	0
修繕費	88,800	117,469	117,469	0
通信運搬費	701,130	707,570	707,570	0
業務委託費	149,412	149,046	117,640	31,406
保険料	125,810	132,020	126,680	5,340
賃借料	1,518,136	1,522,136	1,500,084	22,052
租税公課費	17,200	17,200	14,400	2,800
研修費	76,700	76,700	61,400	15,300
保健衛生費	98,550	70,440	9,900	60,540
食料費	3,600	3,600	0	3,600
負担金	41,000	41,000	41,000	0
手数料	5,940	6,306	6,306	0
予備費	0	0		0
計	45,936,378	45,936,378	42,799,763	3,136,615

令和3年度 四街道市地域包括支援センター決算  
(認知症総合支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金	13,823,452	13,823,452	12,063,857	△ 1,759,595
介護予防事業繰入金	11,880	11,880	2,833	△ 9,047
合計	13,835,332	13,835,332	12,066,690	△ 1,768,642

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	6,404,100	6,404,100	6,014,100	390,000
職員諸手当	4,018,763	4,018,763	3,197,661	821,102
法定福利費	2,508,393	2,508,393	2,181,496	326,897
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	16,800	16,800	14,338	2,462
旅費交通費	13,200	13,200	2,500	10,700
諸謝金	350,000	350,000	190,000	160,000
消耗品費	140,000	139,992	111,122	28,870
印刷製本費	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
通信運搬費	8,400	8,400	6,920	1,480
業務委託費	42,672	42,680	33,633	9,047
保険料	3,640	3,640	3,640	0
賃借料	280,524	280,524	273,280	7,244
租税公課費	0	0	0	0
研修費	48,000	48,000	38,000	10,000
保健衛生費	0	0	0	0
食料費	840	840	0	840
負担金	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0
計	13,835,332	13,835,332	12,066,690	1,768,642

令和3年度 四街道市地域包括支援センター決算  
(生活支援体制整備事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金	13,787,301	13,787,301	10,363,983	△ 3,423,318
介護予防事業繰入金	11,880	11,880	2,525	△ 9,355
合計	13,799,181	13,799,181	10,366,508	△ 3,432,673

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	4,245,000	4,245,000	4,245,000	0
職員諸手当	2,773,741	2,773,741	2,612,440	161,301
法定福利費	2,187,687	2,187,687	1,575,074	612,613
臨時職員給与	2,990,647	2,990,647	972,281	2,018,366
福利厚生費	16,800	16,800	7,010	9,790
旅費交通費	23,000	23,000	0	23,000
諸謝金	120,000	120,000	30,000	90,000
消耗品費	106,590	106,590	85,796	20,794
印刷製本費	59,000	59,000	57,191	1,809
燃料費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
通信運搬費	75,600	75,600	14,935	60,665
業務委託費	1,002,672	1,002,672	633,325	369,347
保険料	3,640	3,640	3,640	0
賃借料	152,004	152,004	123,204	28,800
租税公課費	0	0	0	0
研修費	10,000	10,000	4,420	5,580
保健衛生費	0	0	0	0
食料費	32,800	32,800	2,192	30,608
負担金	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0
計	13,799,181	13,799,181	10,366,508	3,432,673

令和3年度 四街道市地域包括支援センター決算  
(介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
介護保険収入 (プランナー)	14,677,668	14,677,668	13,721,089	△ 956,579
介護保険収入 (専門職)	774,648	774,648	784,103	9,455
その他収入	1,470,046	1,470,046	55,143	△ 1,414,903
合計	16,922,362	16,922,362	14,560,335	△ 2,362,027

【歳出】

(単位：円)

節	当初予算額	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	0	0	0	0
職員諸手当	0	0	0	0
法定福利費	1,624,793	1,804,677	1,353,645	451,032
臨時職員給与	12,476,840	12,082,418	10,644,503	1,437,915
福利厚生費	33,600	42,000	25,326	16,674
旅費交通費	20,800	20,800	0	20,800
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	24,365	17,348	7,374	9,974
印刷製本費	45,000	45,000	36,940	8,060
燃料費	86,832	100,661	100,661	0
修繕費	28,800	17,488	15,290	2,198
通信運搬費	181,800	181,800	178,349	3,451
業務委託費	289,860	289,860	102,659	187,201
保険料	48,280	52,780	52,780	0
賃借料	1,069,320	1,069,320	1,033,802	35,518
租税公課費	8,000	8,000	8,000	0
研修費	8,000	8,000	2,000	6,000
保健衛生費	0	0	0	0
食料費	0	0	0	0
負担金	0	0	0	0
手数料	25,420	204,665	199,705	4,960
繰出金	839,988	839,988	799,301	40,687
予備費	110,664	137,557	0	137,557
計	16,922,362	16,922,362	14,560,335	2,362,027



# 令和3年度 みなみ地域包括支援センター決算(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和3年度予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額(②-①)
市受託金	36,712,950	36,712,950	34,297,122	△ 2,415,828
介護保険収入(プランナー)	11,275,812	12,173,040	12,189,719	16,679
介護保険収入(専門職)	813,168	652,865	652,865	0
介護予防事業繰入金	813,168	652,865	652,865	0
合計	49,615,098	50,191,720	47,792,571	△ 2,399,149

【歳出】

(単位：円)

節	令和3年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額(①-②)
職員俸給	18,581,735	22,062,666	20,853,999	1,208,667
職員諸手当	10,575,401	7,316,000	6,529,172	786,828
法定福利費	7,101,458	6,457,965	5,975,535	482,430
臨時職員給与	9,429,583	7,650,000	7,639,379	10,621
福利厚生費	80,300	71,256	71,125	131
旅費交通費	7,000	400	400	0
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	158,908	187,774	186,908	866
印刷製本費	104,880	100,000	97,698	2,302
燃料費	181,380	121,000	111,281	9,719
修繕費	29,700	100,756	94,798	5,958
通信運搬費	545,880	672,901	659,859	13,042
業務委託費	0	0	0	0
損害保険料	266,926	294,326	294,326	0
賃借料	1,461,741	1,401,071	1,401,071	0
公租公課費	10,800	14,800	14,800	0
研修費	63,000	91,800	91,800	0
保健衛生費	194,318	148,747	148,747	0
食料費	0	0	0	0
負担金支出	1,000	1,000	1,000	0
手数料	7,920	8,690	8,690	0
繰入金	813,168	652,865	652,865	0
予備費	0	2,837,703	2,959,118	△ 121,415
計	49,615,098	50,191,720	47,792,571	2,399,149

## 令和3年度 みなみ地域包括支援センター決算 (包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金	31,023,602	31,023,602	28,763,226	△ 2,260,376
介護予防事業繰入金	813,168	652,865	652,865	0
合計	31,836,770	31,676,467	29,416,091	△ 2,260,376

【歳出】

(単位：円)

節	令和3年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	15,747,200	18,450,000	17,309,552	1,140,448
職員諸手当	9,128,296	6,500,000	5,779,309	720,691
法定福利費	5,061,616	4,768,465	4,376,136	392,329
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	36,500	26,826	26,826	0
旅費交通費	1,000	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	67,266	85,000	84,663	337
印刷製本費	44,640	38,000	37,769	231
燃料費	96,720	78,000	77,675	325
修繕費	14,850	52,075	50,217	1,858
通信運搬費	404,496	499,901	495,744	4,157
業務委託費	0	0	0	0
損害保険料	166,138	182,350	182,350	0
賃借料	874,460	868,653	868,653	0
公租公課費	10,800	10,800	10,800	0
研修費	10,000	3,000	3,000	0
保健衛生費	167,388	105,467	105,467	0
食料費	0	0	0	0
負担金支出	1,000	1,000	1,000	0
手数料	4,400	6,930	6,930	0
計	31,836,770	31,676,467	29,416,091	2,260,376

令和3年度 みなみ地域包括支援センター決算  
(認知症総合支援事業)

【歳入】

(単位：円)

節	当初予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
市受託金	5,689,348	5,689,348	5,533,896	△ 155,452
介護予防事業繰入金	0	0	0	0
合計	5,689,348	5,689,348	5,533,896	△ 155,452

【歳出】

(単位：円)

節	令和3年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	2,834,535	3,612,666	3,544,447	68,219
職員諸手当	1,447,105	606,000	541,026	64,974
法定福利費	902,402	935,000	931,597	3,403
臨時職員給与	0	0	0	0
福利厚生費	7,300	7,800	7,669	131
旅費交通費	3,600	400	400	0
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	42,593	42,774	42,774	0
印刷製本費	23,040	31,000	29,572	1,428
燃料費	32,240	25,000	16,217	8,783
修繕費	4,950	18,681	18,681	0
通信運搬費	113,544	125,000	116,486	8,514
業務委託費	0	0	0	0
損害保険料	40,262	44,989	44,989	0
賃借料	172,967	172,704	172,704	0
公租公課費	0	0	0	0
研修費	38,000	38,000	38,000	0
保健衛生費	25,930	28,014	28,014	0
食料費	0	0	0	0
負担金支出	0	0	0	0
手数料	880	1,320	1,320	0
計	5,689,348	5,689,348	5,533,896	155,452

## 令和3年度 みなみ地域包括支援センター決算 (介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和3年度予算	最終予算額①	収入決算額②	差引額 (②-①)
介護保険収入 (プランナー)	11,275,812	12,173,040	12,189,719	16,679
介護保険収入 (専門職)	813,168	652,865	652,865	0
合計	12,088,980	12,825,905	12,842,584	16,679

【歳出】

節	令和3年度予算	最終予算額①	支出決算額②	差引額 (①-②)
職員俸給	0	0	0	0
職員諸手当	0	210,000	208,837	1,163
法定福利費	1,137,440	754,500	667,802	86,698
臨時職員給与	9,429,583	7,650,000	7,639,379	10,621
福利厚生費	36,500	36,630	36,630	0
旅費交通費	2,400	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0
消耗品費	49,049	60,000	59,471	529
印刷製本費	37,200	31,000	30,357	643
燃料費	52,420	18,000	17,389	611
修繕費	9,900	30,000	25,900	4,100
通信運搬費	27,840	48,000	47,629	371
業務委託費	0	0	0	0
損害保険料	60,526	66,987	66,987	0
賃借料	414,314	359,714	359,714	0
公租公課費	0	4,000	4,000	0
研修費	15,000	50,800	50,800	0
保健衛生費	1,000	15,266	15,266	0
食料費	0	0	0	0
負担金支出	0	0	0	0
手数料	2,640	440	440	0
繰出金	813,168	652,865	652,865	0
予備費	0	2,837,703	2,959,118	△ 121,415
計	12,088,980	12,825,905	12,842,584	△ 16,679

令和4年度 第2回  
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和3年度 事業報告

令和4年 11月  
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

# 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

## 【組織・運営体制等】

- ・事業計画の策定
- ・職員の姿勢
- ・職員のスキルアップ
- ・きめ細やかな相談支援、記録の実施
- ・行政機関等との連携強化
- ・広報活動
- ・苦情対応
- ・個人情報保護
- ・法令の遵守

## 市の方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするため、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなどが切れ目なく提供される必要がある。このため、センターは地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

## 令和3年度 事業計画

- ・多種多様な相談に的確に応じられるよう、職員の育成に努めていく。
- ・困難事例の対応などで、精神的に追い込まれることのないように、メンタルヘルスチェックの実施や個人面談を行っていく。
- ・地域包括支援センターの周知のために、イベント等の人が集まる場所を活用し、チラシの配布を行っていく。

## 令和3年度 実績

- ・事例検討会や相談援助についての勉強会など、内部の定期的な勉強会を行うとともに外部研修へ参加し、個々の職員のスキルアップを図った。
- ・個々の職員が業務目標やスキルアップのための目標を達成できるよう、日々の業務を進めた。
- ・多岐にわたる業務に負担を感じる職員もいるため、職員のメンタルヘルスチェックを実施し、定期的に個人面談を行った。また、きめ細やかな相談支援が行えるよう、経験豊かな職員が経験の浅い職員の相談対応を一緒に行い、育成に努めた。
- ・分散勤務などの感染対策を行い、職員から感染者が出た場合でも地域包括支援センターの開所ができる体制で業務を行った。
- ・医療機関や薬局などの関係機関へ地域包括支援センターのチラシの配布を行った。また、自治会や民生委員へチラシの配布依頼を行い、それぞれの担当する地区において配布していただいた。

## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【総合相談支援業務】

- ・ネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援
- ・介護家族への相談支援
- ・地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

### 市の方針

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

### 令和3年度 事業計画

- ・地域で困っている人がいた場合に、地域包括支援センターを紹介したり、相談につないでくれるようなネットワークを構築するために、地域住民の集まりで周知したり、民生委員や自治会などと連携を図る。
- ・受けた相談をできるだけ早く解決し、また、的確な対応ができるように3職種が協同して対応していく。

### 令和3年度 実績

- ・民生委員、自治会等の会合に伺ったり、各団体の研修において、高齢者についての相談ができる場所として地域包括支援センターの周知を行い、相談につながりやすい体制整備を進めた。
- ・サロンや介護予防教室など、住民主体の集いの場において、高齢者についての相談ができる場所として地域包括支援センターの周知を行った。
- ・多問題を抱える相談が増加傾向にあるため、四街道警察や医療機関、市役所各課などの関係機関と連携して支援を行った。
- ・コロナ禍においても、介護家族の負担軽減のために個別相談と団体支援を継続した。
- ・介護家族支援の団体支援として、関係機関と連携し、地域のボランティアの活用を行った。
- ・新規の相談があった際には、朝礼時などで専門職3職種で支援方法などの意見を出し合い、支援を行った。

**【権利擁護業務】**

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・消費者被害の防止

**市の方針**

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

**令和3年度 事業計画**

- ・成年後見制度利用に関わるチェックシートの活用や、市民向けの講座の開催などにより、成年後見制度の活用を促進する。
- ・年1回は、消費生活センターと顔合わせを行い、消費者被害防止のための連携方法の確認を行う。
- ・高齢者虐待や困難事例の速やかな対応を行うとともに、研修会の開催、パンフレットの配布等により介護保険事業所等の専門職や市民の意識の高揚を図り、虐待または、虐待に至る可能性のある対象者を早期に把握する。

**令和3年度 実績**

- ・作成したチェックシートは、窓口での相談時に活用した。
- ・市民向けの成年後見制度についての講座はコロナ禍で中止とし、専門職向けにオンライン形式で実施した。
- ・消費生活センターと顔合わせと情報交換を行い、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの情報を得た。その情報を元に注意すべきことを出前講座などの機会に伝え、注意喚起を行った。また、実際に消費者被害に遭っていると思われる相談については、消費生活センターに繋ぎ、被害への対処と拡大防止の対応を行った。
- ・高齢者虐待については、研修会の開催やパンフレットの配布等を継続的に行ってきたことにより、久しぶりに訪問したケアマネから虐待の疑いがあるとの連絡が入ったりと、介護保険事業所等の専門職からの相談が入るようになった。



## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【介護予防ケアマネジメント業務(総合事業のケアマネジメント)】

- ・要支援状態になる可能性の高い高齢者を早期に把握し、アセスメントを行い、目標設定する。
- ・介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する

市の方針
介護予防ケアマネジメント業務は、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。
令和3年度 事業計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者がセルフケアマネジメントを行うための介護予防手帳を活用することにより、高齢者が介護予防の取り組みを生活に取り入れ、その評価も行えるように支援していく。</li><li>・基本チェックリストを活用して、要支援状態に陥る可能性の高い高齢者を把握し、介護予防の取り組みを支援する。</li><li>・地域活動やボランティア活動などの社会参加が介護予防につながることの周知を地域住民が集う機会を利用して行う。</li></ul>
令和3年度 実績
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者のセルフケアマネジメントを支援するため、虚弱高齢者の抱える課題や支援方法について高齢者支援課と両包括で共有を図った。また、総合事業についての勉強会が新たに立ち上がり、様々な課題解決に向けた検討が始まった。</li><li>・高齢者に対し、セルフケアへの意識づけや社会参加を通じた自立支援が必要であることから、個別支援に加え、出前講座等の場でも介護予防への取り組みや社会参加が介護予防につながることにについて周知を行った。</li><li>・要支援状態に陥る可能性の高い高齢者の把握については、相談業務だけでなく、地域住民が集う出前講座等の場でも基本チェックリストを実施し、その場で本人と確認することで自身の機能低下に気づいてもらい、さらに、本人ができる運動の提案を行い、介護予防に取り組めるように支援を行った。</li></ul>

**【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】**

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・介護支援専門員に対する支援

**市の方針**

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

**令和3年度 事業計画**

- ・関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりを、在宅医療・介護連携支援センターと推進していく。
- ・介護事業所が気軽に相談できるような声掛けを行うとともに、困難な事態が発生した場合に、必要となる支援を適時行っていく。

**令和3年度 実績**

- ・関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりを進めた。
- ・主任ケアマネ連絡会へ参加し、ケアマネ支援につながる事業の企画や実施を一緒に行った。
- ・困難事例として相談に上がるのは、経済的な課題や家族とうまくコミュニケーションがとれない事例が多く、生活保護担当課や生活困窮者自立支援相談窓口などの関係機関とのネットワークを活用し、問題解決に向け取り組んだ。

## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【地域ケア会議推進業務】

- ・医療・介護の専門職、民生委員等の多職種が参加する会議を行う
- ・地域づくり、社会資源の開発等へつなげることを目的として行う

#### 市の方針

地域包括支援センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。

個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。

#### 令和3年度 事業計画

・新型コロナウイルス感染症の蔓延の懸念があるが、オンライン会議等の活用をするなど工夫をしながら自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止を推進する。

・困難事例等に関する個別地域ケア会議を行い、介護等が必要な高齢者を地域全体で支援していけるような地域づくりを推進する。

#### 令和3年度 実績

・自立支援のための地域ケア会議はオンラインで開催し、市内居宅介護支援事業所の傍聴参加もあることから、自立支援・重度化防止に資するプラン作成の一助となった。

・個別地域ケア会議は、近所や民生委員、遠方の家族からの相談ケースが増えており、独居高齢者の見守り体制や認知症の方を支えるため、地域の専門職のほか、民生委員や近隣住民に参加いただいて実施した。

## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【指定介護予防支援業務】

- ・特定のサービス事業所に偏らず事業ができている
- ・適切なプランがたてられている

#### 市の方針

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

#### 令和3年度 事業計画

- ・介護予防・重度化防止に資するプランを作成するため、自立支援型地域ケア会議へ出席したり、包括内で事例検討会を実施する。
- ・介護保険サービスのみではなく、インフォーマルサービスの利用も含めた適切なプラン作成を行う。
- ・委託プランのチェック方法を包括支援センター同士で確認し、ばらつきがないようにする。

#### 令和3年度 実績

- ・自立支援のための地域ケア会議へ事例提供や参加をし、リハ職等の専門職のアドバイスを受け、介護予防に向けた新たな視点が得られた。また、生活支援体制整備で作成されている「高齢者のための地域情報」なども活用し、インフォーマルサービスもプランに取り入れるようにした。
- ・委託プランのチェック方法について、特定のサービス事業所に偏っていないか、インフォーマルサービスも含む自立支援に資するプランになっているかなどのポイントを確認し、地域包括支援センター間でばらつきがないようにした。

**【認知症地域支援・ケア向上事業】**

- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制づくり
- ・ 当事者への支援

**【認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業】**

- ・ チームオレンジの整備、運営支援
- ・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの活用
- ・ 当事者、家族が参画しやすい環境整備

**市の方針**

**【認知症地域支援・ケア向上事業】**

認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組を推進する。

**令和3年度 事業計画**

- ・ 認知症の人やその家族のニーズを把握し、ボランティア活動の具体的内容を検討する。
- ・ 認知症サポーターを対象としたステップアップ講座やボランティアミーティングを開催し、受講勧奨することにより、当事者や家族を見守り、支援できるボランティアを養成する。
- ・ 当事者や家族の社会参加の場ともなる認知症カフェを増やしていく。
- ・ 企業をはじめ、高齢者と関わりのある団体などへの認知症サポーター養成講座を企画し、実施する。

**令和3年度 実績**

- ・ 一般向け認知症サポーター養成講座を開催した。
- ・ 令和2年度に実施した認知症の人やその家族へのアンケート結果から、本人が不安や心配に感じていることや家族が介護負担を感じていること、地域のどのような協力があったらよいかなどをまとめ、ボランティアミーティングで周知した。また、家族の思いを伝えるために作成したDVDも活用し、ボランティアが具体的な活動を考えられるきっかけとした。
- ・ 4か所の認知症カフェは、介護者の情報交換やお互いの悩みや不安を共有する場、当事者にとっては社会参加の場であり、ボランティアには活動の場となっている等、様々な立場の方が参加できる場所となっているため、感染防止に配慮しながら開催した。
- ・ 介護事業所での認知症カフェ立ち上げ支援を行った。
- ・ 認知症の個別相談から当事者の社会参加を促したり、介護者の介護負担軽減に繋がる支援を行った。

**【認知症初期集中支援推進事業】**

- ・ 支援チームと医療関係者との連携
- ・ 支援チームに関する普及啓発
- ・ 認知症初期集中支援の実施

**市の方針**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備する。

**令和3年度 事業計画**

**【基幹型】**

- ・ 認知症の診断を受けた人やその家族への支援を早期から行うために、医療機関からチームに情報が入る体制づくりを進める。
- ・ 認知症普及啓発講座に関しては、今後もハイブリットでの開催を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、一人でも多くの市民の認知症への理解が進み、認知症になっても安心して暮らし続けられる体制づくりに取り組んでいく。

**令和3年度 実績**

**【基幹型】**

- ・ 訪問支援対象者の受診同行の際に、担当医師やソーシャルワーカーへチラシを用いてチームの周知を行った結果、その医療機関から直接支援依頼が入るようになった。
- ・ 認知症普及啓発講座は新型コロナウイルス感染対策を実施の上開催し、3回計49人（オンライン参加32人、会場参加17人）に対し実施した。開催後個別支援につながったり、オンラインカフェ開催といった効果があった。
- ・ 認知症初期集中支援では20人の対象者に支援を行った。

## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【生活支援体制整備事業】

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手養成やサービスの開発

### 市の方針

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としている。

地域包括支援センターは、生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加、市民への普及啓発等、市と協働して取組を推進する。

### 令和3年度 事業計画

#### 【基幹型】

- ・四街道市地域支えあい推進会議（第1層）を開催（オンライン会議を含む）する。
- ・第2層協議体未設置地区での協議体設置と、第2層生活支援コーディネーター未配置地区へのコーディネーター配置を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症の終息時期が予測できないため、地域で集う以外で支えあいを広げる活動を検討する。
- ・たすけあい活動、ボランティア活動等既存の団体のコロナ禍の課題を共有し、活動を止めないための支援を行う。
- ・支えあい活動の情報の発信（市政だより掲載・「支えあい通信」発行等）を行う。
- ・企業、施設等への地域づくりに関する情報発信と情報収集を行う。

### 令和3年度 実績

#### 【基幹型】

- ・四街道市地域支えあい推進会議（第1層協議体）をオンラインで3回開催し、コロナ禍の地域課題とその解決に向けた取り組みの検討や報告等を行った。また、それぞれの立場で課題解決に向け活動を行うよう働きかけ、支援した。
- ・西中A地区に第2層生活支援コーディネーターが1月1日付けで1名委嘱された。
- ・コロナ禍の活動を支援するために、Zoom等オンライン会議が出来るような支援と、支えあい通信を発行し、様々な団体に協力を呼びかけ、手渡しやポスティングにてSNSが利用できない方々にも情報が届くような工夫をした。
- ・「四街道の支えあい100人情報交換会」を実施し、企業、施設等が地域活動と繋がるよう支援した。

## 令和3年度 地域包括支援センター 事業報告

### 【基幹型業務】

- ・ 包括間の連絡会の企画、立案、調整、実施に関すること（業種・業務別の開催、情報交換、研修など）
- ・ 市全域にかかわる事業の企画・立案・実施

### 市の方針

地域の課題や目標をセンター間で共有しながら、相互に連携し効果的に取り組みを推進するため、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などを行う。

### 令和3年度 事業計画

#### 【基幹型】

- ①介護事業所等の関係団体の連絡会・研修会の開催支援
- ②専門職向け虐待防止に関する啓発、研修会の開催
- ③自立支援型地域ケア会議の運営
- ④市民向け成年後見制度に関する研修会開催
- ⑤共通する事業に関して地域型包括支援センター、市との連絡、調整

### 令和3年度 実績

#### 【基幹型】

- ・ ケアマネジャー協議会の役員会（8回）・研修会（1回）の開催支援、主任ケアマネジャー連絡会の会議（8回）・事例検討会（1回）を開催した。
- ・ 虐待防止ネットワーク会議はコロナ感染拡大防止のためオンラインで開催した。参加者63人
- ・ コロナ感染防止のため、オンラインで「自立支援のための地域ケア会議」（4回）を開催した。参加者137人
- ・ 専門職向けに成年後見制度研修会をオンラインで開催した。参加者33人
- ・ 介護予防事業や権利擁護など共通する事業については前年度に比較し市も参加していただく機会が増え、包括業務の標準化を得られた。
- ・ 基幹型の包括支援センターとして事業が円滑に行われるよう、市と連携し、市内全体の事業にかかる連絡調整など行った。



【総合相談支援・権利擁護】

令和3年度(基幹型包括)

四街道市地域包括支援センター分

業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数) 今年初めての時のみ	180	116	93	107	104	76	100	87	98	80	69	82	1,192
総合相談支援(月の実人数) その月に1回	180	156	161	172	168	155	165	149	175	156	135	162	1,934
※(内)権利擁護(虐待&後見)	3	6	8	5	3	8	9	4	1	3	3	5	58

(実人数に対する相談内容件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談	121	102	108	121	110	95	109	95	112	88	87	100	1,248
(内)認知症に関する相談	24	25	36	29	28	22	35	20	31	17	20	25	312
サービスの利用に関する相談	38	43	34	38	51	34	38	39	43	56	31	52	497
医療に関する相談	10	12	11	14	14	12	13	8	15	13	10	10	142
所得・家庭生活に関する相談	7	7	7	8	11	6	13	6	6	8	8	8	95
権利擁護に関する相談	7	8	9	7	4	8	12	5	3	3	3	5	74
(内)虐待に関すること	0	3	4	1	2	4	5	3	1	1	3	3	30
(内)成年後見制度に関すること	3	3	4	4	1	4	4	1	0	2	0	2	28
障害福祉に関する相談	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
安否確認	2	1	1	3	3	4	4	2	2	4	4	2	32
苦情相談	1	1	3	2	3	3	2	3	6	2	2	6	34
その他	27	19	26	30	25	16	21	15	23	20	17	17	256
合 計 (内)は合計に含まれていない。	213	193	200	223	222	178	213	173	210	194	162	200	2,381

(相談に対する対応件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴	138	101	131	144	131	114	138	118	140	128	109	127	1,519
情報提供	94	71	75	55	67	60	73	51	44	56	58	69	773
連絡・調整	111	118	115	96	120	91	143	102	136	101	84	111	1,328
申請(代行)	9	8	6	7	8	9	9	7	2	11	7	4	87
確認	23	42	31	45	47	50	49	44	38	35	36	45	485
訪問対応	16	14	19	12	9	17	17	21	16	13	16	16	186
苦情対応	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
その他	5	4	1	7	10	6	6	5	3	1	3	4	55
合 計	396	358	380	366	393	347	435	348	379	345	314	376	4,437

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電 話 発	14	17	22	21	28	9	19	17	19	21	19	21	227
電 話 受	130	113	118	139	136	119	128	97	123	117	100	129	1,449
訪 問	22	29	26	13	17	27	29	28	29	21	16	32	289
来 所	73	50	62	69	62	44	64	55	62	55	46	42	684
そ の 他	5	8	2	5	3	4	4	5	5	1	0	3	45
合 計	244	217	230	247	246	203	244	202	238	215	181	227	2,694

【包括的・継続的ケアマネジメント】

令和3年度(基幹型包括)

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

四街道市地域包括支援センター分

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数		11	9	3	11	3	10	13	5	3	6	4	4	82
相 談 実 人 数		9	8	3	10	2	10	10	5	3	6	4	4	74

(相談件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	6
社会資源の紹介 情報提供		2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	6
ケアマネジメントに 関すること		4	4	0	1	1	1	6	3	1	3	2	1	27
対人援助技術		2	2	1	0	0	3	3	2	0	1	2	0	16
主治医連携		0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
同行訪問		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
個人の悩み事相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		3	2	0	10	2	4	2	0	2	1	0	2	28
合 計		11	9	3	11	4	12	13	6	3	6	4	6	88

(対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		0	0	0	2	2	3	0	0	0	1	0	1	9
社会資源の紹介 情報提供		2	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	2	10
ケアマネジメントに 関すること		3	4	0	1	1	1	5	3	1	3	2	0	24
対人援助技術		1	3	1	0	0	3	5	2	0	1	2	0	18
主治医連携		0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	4
同行訪問		0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	4
個人の悩み事相談		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他		6	2	0	9	2	3	4	0	3	0	0	3	32
合 計		12	12	3	13	5	13	18	6	4	6	4	6	102

【指定介護予防支援】 プラン作成件数(請求ベース) ※事業対象者、要支援1、要支援2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
包括 作成件数	269	272	266	250	250	252	253	245	249	244	239	249	3,038
再委託事業所 作成件数	212	210	213	232	233	244	247	237	252	247	237	243	2,807
合 計	481	482	479	482	483	496	500	482	501	491	476	492	5845

※年度末に受給数ベースで整える

四街道市地域包括支援センター分

令和3年度(基幹型包括)

1) 虐待の相談取扱件数

4~3月

	R元年度	R2年度	R3年度
実人数	15	7	4

\* R2年度の7人中1人は、コアメンバー会議の結果、対象外となった。

\* R3年度の4人中2人は、コアメンバー会議の結果、対象外となった。

2) 相談者の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
ケアマネジャー	6	1	0	0.0%
同居家族	0	0	0	0.0%
別居家族	4	2	0	0.0%
被虐待者	0	0	0	0.0%
虐待者	0	0	0	0.0%
知人隣人	1	1	0	0.0%
民生委員	1	0	1	50.0%
警察署	0	0	0	0.0%
高齢者支援課	1	0	0	0.0%
生活困窮者自立相談支援事業所	0	0	1	50.0%
健康増進課	0	0	0	0.0%
障害相談支援事業所	0	0	0	0.0%
デイ・ショート施設職員	0	0	0	0.0%
訪問看護師	0	2	0	0.0%
包括支援センター	2	0	0	0.0%
他の包括支援センター	0	0	0	0.0%
病院	0	0	0	0.0%
初期集中	0	0	0	0.0%
合計	15	6	2	100.0%

3) 被虐待者の性別

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
男	3	1	2	100.0%
女	12	5	0	0.0%
合計	15	6	2	100.0%

4) 虐待の種類 (重複カウント)

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
身体的	10	4	0	0.0%
心理的	11	4	1	33.3%
経済的	6	2	1	33.3%
性的	0	0	0	0.0%
放棄・放任	6	5	1	33.3%
合計	33	15	3	100.0%

5) 虐待者の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
夫	4	0	0	0.0%
妻	0	0	1	50.0%
息子	8	4	0	0.0%
娘	1	2	1	50.0%
息子の配偶者	2	0	0	0.0%
娘の配偶者	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	0.0%
孫	0	0	0	0.0%
姪・甥	0	0	0	0.0%
知人	0	0	0	0.0%
複数虐待者	0	0	0	0.0%
介護職員(居宅)	0	0	0	0.0%
介護職員(施設)	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	15	6	2	100.0%

6) 被虐待者の要介護度

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
要支援1	0	1	0	0.0%
要支援2	1	1	0	0.0%
要介護1	2	0	0	0.0%
要介護2	5	1	1	50.0%
要介護3	4	1	0	0.0%
要介護4	0	1	0	0.0%
要介護5	0	1	0	0.0%
申請中	0	0	0	0.0%
不明 若しくは 未申請	3	0	1	50.0%
合計	15	6	2	100.0%

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
あり	7	4	1	50.0%
なし	3	0	1	50.0%
不明	5	2	0	0.0%
合計	15	6	2	100.0%

8) 高齢者虐待対応結果

	R元年度	R2年度	R3年度
各年度中新規	11	4	2
前年度からの継続	4	2	0
各年度取扱数	15	6	2
各年度終了数	13	6	2
次年度に継続する数	2	0	0

○緊急対策部会開催数

R元年度	42回
R2年度	23回
R3年度	9回

平成28年度より変更

\* 1 5) 虐待の内訳の区分変更

平成29年度末より追加。

\* 2 2) 相談者の内訳に「初期集中」を追加

【総合相談支援・権利擁護】

令和3年度(みなみ包括)

みなみ地域包括支援センター分

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数) 今年初めての時のみ		103	78	54	78	64	47	64	68	58	60	45	66	785
総合相談支援(月の実人数) その月に1回		103	95	127	122	111	94	107	124	105	99	112	136	1335
※(内)権利擁護(虐待&後見)		3	8	9	9	5	5	3	3	2	4	2	7	60

(実人数に対する相談内容件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談		60	63	67	70	72	56	67	82	60	68	72	94	831
(内)認知症に関する相談		9	6	17	22	17	7	20	14	18	12	15	12	169
サービスの利用に関する相談		20	19	17	27	20	17	20	25	27	24	26	31	273
医療に関する相談		5	4	7	5	10	1	3	7	4	7	7	18	78
所得・家庭生活に関する相談		11	3	5	14	10	5	6	5	10	4	7	12	92
権利擁護に関する相談		4	8	6	7	5	6	6	3	3	4	2	6	60
(内)虐待に関すること		2	3	7	2	3	2	2	1	0	0	2	4	28
(内)成年後見制度に関すること		1	5	2	7	2	3	1	2	2	2		3	30
障害福祉に関する相談		0	0	1	2	0	1	0	2	1	0		1	8
安否確認		0	1	0	4	3	1	1	1	1	0	0	2	14
苦情相談		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
その他		33	29	14	41	31	25	33	25	33	28	26	34	352
合 計 (内)は合計に含まれていない。		134	127	117	170	151	113	136	150	139	135	140	198	1710

(相談に対する対応件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴		118	92	120	161	117	93	145	134	141	135	131	182	1569
情報提供		100	122	105	132	132	119	70	135	140	102	98	151	1406
連絡・調整		85	93	95	100	103	82	129	97	120	82	94	101	1181
申請(代行)		11	9	13	26	14	17	12	23	16	17	14	11	183
確認		97	144	107	135	124	88	98	56	78	67	77	77	1148
訪問対応		21	16	21	26	22	21	20	22	19	16	16	20	240
苦情対応		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
その他		9	4	3	5	3	2	2	0	1	1	1	3	34
合 計		441	480	464	585	515	423	476	467	515	420	431	545	5762

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話 発	8	4	4	14	9	13	4	1	5	10	3	9	84
電話 受	112	108	90	127	106	75	109	100	103	109	132	173	1344
訪 問	27	23	35	32	36	24	31	45	36	24	20	40	373
来 所	43	33	47	73	51	39	43	64	55	43	50	92	633
そ の 他	0	0	2	2	1	0	0	0	2	2	2	3	14
合 計	190	168	178	248	203	151	187	210	201	188	207	317	2448

【包括的・継続的ケアマネジメント】

令和3年度(みなみ包括)

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

みなみ地域包括支援センター分

業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延人数	1	3	4	7	3	2	5	12	2	6	7	7	59
相談実人数	1	3	4	6	3	1	5	9	2	5	6	7	52

(相談件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	2	6
社会資源の紹介 情報提供	0	1	1	1	2	0	1	2	2	1	0	2	13
ケアマネジメントに 関すること	1	3	3	6	1	1	3	3	1	3	5	2	32
対人援助技術	1	1	1	1	3	1	1	3	0	1	2	1	16
主治医連携	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行訪問	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	1	1	8
個人の悩み事相談	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	1	0	1	0	0	2	3	1	0	2	2	12
合計	2	6	7	11	8	2	8	16	4	6	10	10	90

(対応件数):重複あり

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	2	6
社会資源の紹介 情報提供	0	1	1	1	2	0	1	2	2	1	0	2	13
ケアマネジメントに 関すること	1	3	3	6	1	1	3	3	1	3	5	2	32
対人援助技術	1	1	1	1	3	1	1	3	0	1	2	1	16
主治医連携	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行訪問	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	1	1	8
個人の悩み事相談	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	1	0	1	0	0	2	3	1	0	2	2	12
合計	2	6	7	11	8	2	8	16	4	6	10	10	90

【指定介護予防支援】 プラン作成件数(請求ベース) ※事業対象者、要支援1、要支援2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
包括 作成件数	240	234	232	228	223	223	226	226	219	215	216	223	2705
再委託事業所 作成件数	68	71	71	74	74	77	79	82	86	88	94	99	963
合計	308	305	303	302	297	300	305	308	305	303	310	322	3668

みなみ地域包括支援センター分

令和3年度(みなみ包括)

1) 虐待の取扱件数

(4~1月)

	R元年度	R2年度	R3年度
実人数	5	0	1

2) 相談者の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
ケアマネジャー	2	0	1	100.0%
同居家族	0	0	0	0.0%
別居家族	1	0	0	0.0%
被虐待者	0	0	0	0.0%
虐待者	1	0	0	0.0%
知人隣人	0	0	0	0.0%
民生委員	0	0	0	0.0%
警察署	1	0	0	0.0%
高齢者支援課	0	0	0	0.0%
障害者支援課	0	0	0	0.0%
生活支援課	0	0	0	0.0%
障害相談支援事業所	0	0	0	0.0%
デイ・ショート施設職員	0	0	0	0.0%
他の包括支援センター	0	0	0	0.0%
病院	0	0	0	0.0%
合計	5	0	1	100.0%

3) 被虐待者の性別

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
男	2	0	0	0.0%
女	3	0	1	100.0%
合計	5	0	1	100.0%

4) 虐待の種類 (重複カウント)

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
身体的	2	0	0	0.0%
心理的	3	0	0	0.0%
経済的	1	0	0	0.0%
性的	0	0	0	0.0%
放棄・放任	1	0	1	100.0%
虐待の事実なし	1	0	0	0.0%
判断できず	0	0	0	0.0%
合計	8	0	1	100.0%

5) 虐待者の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
夫	1	0	1	100.0%
妻	1	0	0	0.0%
息子	2	0	0	0.0%
娘	1	0	0	0.0%
息子の配偶者	0	0	0	0.0%
娘の配偶者	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	0.0%
孫	0	0	0	0.0%
姪・甥	0	0	0	0.0%
知人	0	0	0	0.0%
複数虐待者	0	0	0	0.0%
介護職員(居宅)	0	0	0	0.0%
介護職員(施設)	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計		0	1	100.0%

6) 被虐待者の要介護度

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
要支援1	0	0	0	0.0%
要支援2	0	0	0	0.0%
要介護1	0	0	0	0.0%
要介護2	3	0	0	0.0%
要介護3	0	0	1	100.0%
要介護4	1	0	0	0.0%
要介護5	0	0	0	0.0%
申請中	0	0	0	0.0%
不明				
若しくは未申請	1	0	0	0.0%
合計	5	0	1	100.0%

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	R元年度	R2年度	R3年度	構成比
あり	5	0	1	100.0%
なし	0	0	0	0.0%
不明	0	0	0	0.0%
合計	5	0	1	100.0%

8) 高齢者虐待対応結果

	R元年度	R2年度	R3年度
各年度中新規	3	0	1
前年度からの継続	2	0	0
各年度取扱数	5	0	1
各年度終了数	5	0	1
次年度に継続する数	0	0	0

○緊急対策部会開催数

R元年度	9回
R2年度	0回
R3年度	2回

## 令和3年度 四街道市認知症初期集中支援チーム活動実績

## (1) 令和3年度のチームに関する普及啓発

- ・ 高齢者支援課、地域包括支援センター窓口でのチラシの配布
- ・ 医師会定例会でのチラシの配布
- ・ 認知症初期集中支援チームの啓蒙と認知症への理解を深めるための講座開催

- ① 全域（千代田公民館）ハイブリッド 令和3年5月28日 9人参加  
(オンライン参加2人)
- ② 全域（福祉センター）オンライン開催 令和3年8月27日 7人参加
- ③ 全域（福祉センター）ハイブリッド 令和3年11月26日 33人参加  
(オンライン参加23人)

## (2) 認知症初期集中支援の実施

## ① 支援対象者の状況 (人)

前年度からの引継ぎ数	6
年度内新規訪問支援対象者数	14
支援対象者数	20

## ② チーム員会議について

開催回数：13回

1回あたりの検討人数：1～4人

## ③ 支援終了者に対する支援状況

年度内支援終了者：10人 終了後の引き継ぎ先 在宅継続 10人

家庭訪問回数：延92回

家族来所による面談：延10回

関係機関とのカンファレンスの開催：延14回

受診同行等：延11回

日常生活自立支援事業利用支援：2件

成年後見制度利用支援：2件

## ④ 令和3年度支援終了者の状況 (人)

性別	男	3
	女	7
年齢	65～69歳	0
	70～74歳	1
	75歳～79歳	2
	80歳～84歳	3
	85歳以上	4

世帯状況	独居	2
	高齢夫婦のみ	5
	その他	3
把握ルート	家族	4
	民生委員	0
	医療機関	2
	警察署	1
	郵便局	2
	配偶者のケアマネジャー	1
	消防署	0
障害自立度	自立	1
	J	7
	A	2
認知症自立度	I	0
	II a	3
	II b	7
	III a	0

⑤ 支援終了者の支援による状況変化 (人)

		支援開始時	支援終了時
認知症の診断	あり	5	9
	なし	5	1
要介護度	申請なし	6	0
	申請中	3	0
	要支援1	0	2
	要支援2	0	0
	要介護1	0	5
	要介護2	1	3
サービス利用	介護保険サービス利用	0	8 (重複利用あり)
	その他のサービス利用	0	4 (重複利用あり)
	サービス利用なし	10	0

独居の方は関係機関が支援の必要性を感じ、相談があった人であった。  
 家族が他にいる場合では、相談者が介護者家族であり、認知症介護の負担が大きい人、  
 家族関係に課題がある人、介護者に対して妄想を持っている人であった。



⑥ 支援終了者（10人）の支援による状況変化及び効果

- ・ 支援することで支援終了者全員が介護保険サービスを利用するに至った。その他の支援としては、公的支援として成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用につながった。インフォーマル支援としては市内各地で行われているオレンジカフェへの参加があった。
- ・ 家族が認知症予防のためデイサービス利用を希望するが、本人の拒否が強い人がいた。この人は、訪問リハビリとオレンジカフェへの参加に至った。
- ・ 本人が金銭・財産管理ができていないため、成年後見制度・日常生活自立支援事業をチーム員から勧めたが、家族の拒否で制度につながらない人がいた。また、介護負担は大きい、支援サービスの利用に拒否的な介護者がいた。  
このような人には、認知症に対する啓発とともに、信頼関係を構築し、必要性を説明することによって介護保険利用に至った。

⑦ 考察

- ・ サービス利用が困難な背景には、本人の要因として病識がないこと、認知症により支援の必要性を理解できないことがあり、これらに、その人の問題解決に関する意識が欠けていること（他者と連携して課題解決する事が難しい）が相まっていると考えられる。介護者の要因としては、認知症に対する理解不足と生活歴に由来することがあげられる。認知症は生活の病といえるが、これらは認知症初期集中支援チームへの依頼理由と関連していると考えられる。

(3) 今後の課題

- ・ 認知症理解の推進のため普及啓発の促進
- ・ 認知症初期の不安を抱える対象者・介護者への支援の充実
- ・ 支援困難な対象者への支援
- ・ 市内の関係機関との連携の促進

令和4年度 第2回

四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和4年度千代田地域包括支援センター予算

令和4年11月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

## 令和4年度 千代田地域包括支援センター予算(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
市受託金収入	15,796,733		
介護予防事業繰入金	0		
介護保険収入	1,954,836		
合計	17,751,569		

【歳出】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
職員俸給	7,435,000		
職員諸手当	3,150,000		
法定福利費	1,693,600		
臨時職員給与	0		
福利厚生費	55,250		
旅費交通費	179,400		
負担金支出	0		
諸謝金	0		
消耗品費	283,490		
車輛燃料費	74,700		
食料費	0		
印刷製本費	59,500		
光熱水費	0		
修繕費	22,240		
通信運搬費	195,100		
手数料	282,150		
業務委託費	0		
賃借料	727,384		
研修費	90,400		
損害保険料	29,050		
保健衛生費	167,705		
公租公課費	0		
備品購入費	3,297,650		
繰出金	0		
予備費	8,950		
計	17,751,569		

## 令和4年度 千代田地域包括支援センター予算 (包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
市受託金収入	11,861,265		
介護予防事業繰入金	0		
合計	11,861,265		

【歳出】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
職員俸給	4,870,000		
職員諸手当	2,076,000		
法定福利費	1,111,360		
臨時職員給与	0		
福利厚生費	12,000		
旅費交通費	133,800		
負担金支出	0		
諸謝金	0		
消耗品費	202,980		
車輛燃料費	39,840		
食料費	0		
印刷製本費	32,000		
光熱水費	0		
修繕費	16,680		
通信運搬費	130,800		
手数料	168,300		
業務委託費	0		
賃借料	415,808		
研修費	47,400		
損害保険料	13,400		
保健衛生費	117,659		
公租公課費	0		
備品購入費	2,473,238		
繰出金	0		
予備費	0		
計	11,861,265		

令和4年度 千代田地域包括支援センター予算  
(認知症総合支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
市受託金収入	3,935,468		
合計	3,935,468		

【歳出】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
職員俸給	1,590,000		
職員諸手当	654,000		
法定福利費	359,040		
臨時職員給与	0		
福利厚生費	4,000		
旅費交通費	45,600		
負担金支出	0		
諸謝金	0		
消耗品費	69,260		
車輛燃料費	19,920		
食料費	0		
印刷製本費	20,000		
光熱水費	0		
修繕費	5,560		
通信運搬費	43,600		
手数料	56,100		
業務委託費	0		
賃借料	156,056		
研修費	38,000		
損害保険料	6,700		
保健衛生費	43,220		
公租公課費	0		
備品購入費	824,412		
繰出金	0		
予備費	0		
計	3,935,468		

## 令和4年度 千代田地域包括支援センター予算 (介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
介護保険収入 (プランナー)	1,954,836		
合計	1,954,836		

【歳出】

(単位：円)

節	令和4年度当初予算		
職員俸給	975,000		
職員諸手当	420,000		
法定福利費	223,200		
臨時職員給与	0		
福利厚生費	39,250		
旅費交通費	0		
負担金支出	0		
諸謝金	0		
消耗品費	11,250		
車輛燃料費	14,940		
食料費	0		
印刷製本費	7,500		
光熱水費	0		
修繕費	0		
通信運搬費	20,700		
手数料	57,750		
業務委託費	0		
賃借料	155,520		
研修費	5,000		
損害保険料	8,950		
保健衛生費	6,826		
公租公課費	0		
備品購入費	0		
繰出金	0		
予備費	8,950		
計	1,954,836		

令和4年度 第2回  
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和4年度事業計画

令和4年 11月  
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

## 令和4年度 地域包括支援センター 事業計画

### 【組織・運営体制等】

- ・事業計画の策定
- ・職員のスキルアップ
- ・行政機関等との連携強化
- ・苦情対応
- ・法令の遵守
- ・職員の姿勢
- ・きめ細やかな相談支援、記録の実施
- ・広報活動
- ・個人情報保護

#### 市の方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするため、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなどが切れ目なく提供される必要がある。このため、センターは地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

#### 令和4年度 事業計画

- ・多種多様な相談に的確に応じられるよう、特に経験の浅い職員の育成に努めていく。
- ・メンタルヘルスチェックの実施や個人面談を行い、不得意な業務についても可能な範囲で対応できるようスキルアップを図っていく。
- ・地域包括支援センターの周知のために、イベント等の人が集まる場所を活用し、チラシの配布を行っていく。また、特に高齢者数の多い自治会や、日々の相談業務で困難事例が多いと感じる自治会などへは、役員会で周知させていただけるよう働きかけていく。

### 【総合相談支援業務】

- ・ネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援
- ・介護家族への相談支援
- ・地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

#### 市の方針

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

#### 令和4年度 事業計画

- ・地域のネットワーク構築に向け、民生委員、自治会、シニア会等と顔の見える関係づくりを行う。
- ・シニア連、自治会等の研修等において地域包括支援センターの周知を継続する。
- ・多職種と共に出張相談を実施することで、地域住民と専門職とのネットワークを構築する。
- ・介護家族からの相談に対し個別相談、団体支援を継続して行う。



## 令和4年度 地域包括支援センター 事業計画

### 【権利擁護業務】

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・消費者被害の防止

#### 市の方針

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

#### 令和4年度 事業計画

- ・引き続き、成年後見制度の利用促進につながる講座やパンフレットの配布等を行い、制度の周知を行う。また、専門職が簡単な助言を行えるようにしていくことで、利用促進に繋げていく。
- ・虐待については、コロナ禍でのサービス利用控えや家族の収入減少などにより発生リスクも高まっている可能性があることから、民生委員をはじめとした関係者や地域住民の理解促進とネットワークの構築を図っていく。
- ・引き続き、虐待防止ネットワーク会議を行う。また、令和3年度介護報酬の改定に伴い各サービスの基準省令が改正され、令和6年4月1日までに各サービス事業所が虐待防止のための対策を検討する委員会設置や指針整備、虐待防止のための研修等を行う必要があることから、事業所に情報提供や助言が行えるよう準備していく。
- ・消費生活センターや警察との連携も大切なことから、顔合わせや被害の情報共有などを行っていく。

### 【介護予防ケアマネジメント業務(総合事業のケアマネジメント)】

- ・要支援状態になる可能性の高い高齢者を早期に把握し、アセスメントを行い、目標設定する。
- ・介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する

#### 市の方針

介護予防ケアマネジメント業務は、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。

#### 令和4年度 事業計画

- ・自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントのため、基本チェックリストを活用した意識づけや、一般介護予防事業、インフォーマルサービスの積極的な活用を行っていく。
- ・高齢者が介護予防に自ら取り組むことができるよう、意欲の向上や取り組みの支援に活用できるツールの作成を行い、相談時に統一した対応が取れるようにする。
- ・地域活動やボランティア活動などの社会参加が介護予防につながることに、地域住民が集う機会を利用して周知を行う。

## 令和4年度 地域包括支援センター 事業計画

### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・介護支援専門員に対する支援

市の方針
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
令和4年度 事業計画
・地域の介護支援専門員が、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう情報の共有や意見交換、多職種協働により連携態勢の推進を図る。 ・介護支援専門員同士のネットワーク強化のため、ケアマネ協議会の活動支援を行う。 ・ケアマネ協議会やヘルパー協議会、デイサービス・デイケア協議会などの介護事業所の団体との連携を図り、気軽に相談できるような関係づくりを進めていく。

### 【地域ケア会議推進業務】

- ・医療・介護の専門職、民生委員等の多職種が参加する会議を行う
- ・地域づくり、社会資源の開発等へつなげることを目的として行う

市の方針
地域包括支援センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。 個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。
令和4年度 事業計画
・介護予防ケアマネジメント、指定介護予防とも絡むが、引き続き自立支援のための地域ケア会議を開催し、参加者の理解を深め、自立支援・重度化防止を推進する。また、より多くの介護事業所の参加が得られるように周知していく。 ・引き続き個別地域ケア会議を開催し、介護等が必要な高齢者を地域全体で支援していけるような地域づくりを推進する。 ・抽出した地域課題は、生活支援コーディネーターと共に、課題解決に向けた地域への働きかけを行う。

**【指定介護予防支援業務】**

- ・ 特定のサービス事業所に偏らず事業ができています
- ・ 適切なプランがたてられている

市の方針
<p>指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。</p>
令和4年度 事業計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、自立支援のための地域ケア会議へ参加したり、包括内で事例検討を行うことで、介護予防・重度化防止に資するプラン作成を行っていく。</li> <li>・ 利用者のアセスメントを適切に行い、サービスに依存せずに地域で生活が継続できるように、インフォーマルサービスも活用したプラン作成を行う。</li> </ul>

**【認知症地域支援・ケア向上事業】**

- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制づくり
- ・ 当事者への支援

**【認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業】**

- ・ チームオレンジの整備、運営支援
- ・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの活用
- ・ 当事者、家族が参画しやすい環境整備

市の方針
<p><b>【認知症地域支援・ケア向上事業】</b>                  認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組を推進する。</p>
<p><b>【認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業】</b>                  市等と協働し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進する。</p>
令和4年度 事業計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県若年性認知症コーディネーターとの連携を深める。</li> <li>・ 今後も、当事者や家族が参加しやすいカフェ運営と主体的な運営継続のための働きかけを行う。</li> <li>・ 市内開催の認知症カフェについて「カフェ通信」を発行し、参加しやすい情報発信を行う。</li> <li>・ 一般公募による認知症サポーター養成講座を開催する。</li> <li>・ 認知症サポーター養成講座受講者、すでにオレンジボランティアとして参加している対象者にステップアップ講座やボランティアミーティングを受講いただき、地域の支え合い活動を促進する。</li> <li>・ 児童への認知症理解の促進のため、認知症サポーター養成講座を開催する。</li> <li>・ 認知症高齢者による交通事故を未然に防止するため、安全（免許返納も含めた）のためのパンフレットを配布する。</li> <li>・ 認知症により家に帰れなくなった高齢者ができるだけ早く自宅へ帰れるよう、当事者や家族へ「どこシル伝言板」を周知するとともに、発見する側の市民への周知も行っていく。</li> </ul>

令和4年度 地域包括支援センター職員体制

資料No. 3-3

No.	担当	氏名	職種(主)	他資格	備考
1	包括的支援	大川 喜代彦	センター長	(老人・障害福祉の査察経験あり)	<p>[担当地区]                      ・西中地区                      ・北中地区                      ・千代田中地区                      ※千代田中地区については令和5年1月1日より千代田包括が担当地区となる予定です。</p> <p>[所在地]                      ・鹿渡無番地                      総合福祉センター分館</p> <p>[開所]                      ・月～土(祝日除く)                      ・8:30～17:15</p> <p>[連絡先]                      ・TEL420-6070                      ・FAX424-6707</p>
2	包括的支援	片山 絵里子	主任介護支援専門員	介護支援専門員/社会福祉士	
3	包括的支援	山本 千明	主任介護支援専門員	介護支援専門員/社会福祉士	
4	包括的支援	照沼 理恵	保健師	介護支援専門員/認知症地域支援推進員 認知症コーディネーター	
5	包括的支援	正松本 啓子	社会福祉士	精神保健福祉士/介護支援専門員 認知症コーディネーター	
6	包括的支援	林 佳与	社会福祉士	介護福祉士/介護支援専門員/生活支援 コーディネーター	
7	包括的支援	渡邊 麻由	社会福祉士		
8	プランナー	加藤 幸子	介護支援専門員	社会福祉士/介護福祉士	
9	プランナー	足立 治江	介護支援専門員	介護福祉士/主任ケアマネ	
10	プランナー	加藤 強	介護支援専門員		
11	プランナー	小宮 綾子	介護支援専門員	介護福祉士	
12	認知症総合支援	八代 裕美子	保健師	介護支援専門員/認知症コーディネーター	
13	認知症総合支援	遠藤 祐子	社会福祉士	介護支援専門員/認知症コーディネーター/認知症地域支援推進員	
14	生活支援体制整備	田中 悦子	生活支援コーディネーター	看護師(保健師相当)/認知症地域支援推進員/社会福祉士	
15	生活支援体制整備	杉谷 充行			
16	事務	山崎 美幸			

基幹型包括

# 令和4年度 地域包括支援センター職員体制

No.	担当	氏名	職種(主)	他資格	備考	
みなみ包括	1	包括的支援	江沢 容子	センター長 主任介護支援専門員に準ずるもの	介護支援専門員／介護福祉士／認知症コーディネーター／認知症地域支援推進員／社会福祉士	<p>[担当地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四中地区</li> <li>・ 旭中地区</li> </ul> <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和良比635-4 わろうべの里</li> </ul> <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月～土（第4月曜・祝日除く）</li> <li>・ 9:00～17:15</li> </ul> <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TEL497-5165</li> <li>・ FAX497-5166</li> </ul>
	2	包括的支援	岩崎 美香	保健師相当（看護師）	介護支援専門員／認知症コーディネーター／認知症地域支援推進員／社会福祉士	
	3	包括的支援	稲葉 治彦	社会福祉士		
	4	包括的支援	松浦 千尋	社会福祉士	介護福祉士／社会福祉主事／介護支援専門員／認知症地域支援推進員	
	5	包括的支援	高崎 恭子	主任介護支援専門員	看護師（保健師相当）／介護支援専門員／認知症地域支援推進員	
	6	プランナー	窄口 美和	社会福祉士		
	7	プランナー	林田 由紀子	介護支援専門員	介護福祉士	
	8	プランナー	田代 千江子	介護支援専門員	介護福祉士	
	9	プランナー	山本 幸子	介護支援専門員	介護福祉士	
	10	プランナー	小比類巻 学	社会福祉主事		
千代田包括	1	包括的支援	石川 真理子	センター長 保健師相当（看護師）		<p>[担当予定地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千代田中地区</li> </ul> <p>※令和5年1月1日より担当地区となる予定です。</p> <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 池花2-22-4</li> </ul> <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月～土（祝日除く）</li> <li>・ 8:30～17:15</li> </ul> <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TEL497-5165</li> <li>・ FAX497-5166</li> </ul>
	2	包括的支援	佐藤 慶子	主任介護支援専門員	介護支援専門員／看護師	
	3	包括的支援	佐久間 優	社会福祉士	介護福祉士	
	4	プランナー	下川 賢一郎	管理者 介護支援専門員	介護福祉士	
	5	プランナー	進藤 康子	社会福祉主事	介護福祉士	
	6	プランナー	伊藤 沙知	介護支援専門員		
	7	認知症総合支援	氏家 和紀	社会福祉士	認知症地域支援推進員	

令和4年10月31日現在

## 四街道市地域包括支援センター運営方針

### I 方針策定の趣旨

この「四街道市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務上の基本方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑な実施に資することを目的に策定する。

### II 地域包括支援センターの目的

- センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着した総合相談拠点を目指す。

### III 地域包括支援センターの運営への関与等

- センターの設置主体は四街道市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する必要がある。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組みについて、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。
- 市が設置する地域包括支援センター運営等協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保する。

### IV 運営上の基本方針

#### 1 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなど、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供する。

このためセンターは、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

#### 2 公益性

- センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることから、適切な事業運営を行う。

### 3 地域性

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関なので、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 地域包括支援センター運営等協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

### 4 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職や各種ボランティア、公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

## V 業務の実施方針

### 1 共通事項

- (1) 事業計画の策定
  - ・ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定する。
- (2) 職員の姿勢
  - ・ センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行する。
  - ・ 判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努める。
- (3) 職員のスキルアップ
  - ・ センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。
- (4) きめ細やかな相談支援、記録の実施
  - ・ センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられる。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を行う。
  - ・ 継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録する。
  - ・ 相談者のプライバシーが確保される環境整備に努める。
- (5) 行政機関等との連携強化
  - ・ 地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要である。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図る。

ア 地域包括支援センター運営等協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者、学識経験者等が参加し、センターが公平性、中立性をもって適切に運営されているか等について協議する。

イ 定期的な連絡会議

センター職員と市担当職員が参加し、情報交換や事例検討等を実施し、全体のスキルアップを図る。

ウ その他地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に参加し、協力関係を深める。

(6) 広報活動

- ・ センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(7) 苦情対応

- ・ センターに対する苦情等については、その内容を記録し迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じて市へ相談、報告を行う。

(8) 個人情報の保護

- ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づくものとする。

(9) 法令の遵守

- ・ センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底するものとする。

## 2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(1) ネットワーク構築業務

- ・ 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行うこととする。ネットワーク構築にあたっては、活用可能な機関・団体等の把握などを行うこととする。
- ・ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うこととする。また、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。
- ・ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチームで支援を行う。



- (2) 地域から孤立している要介護者等のいる世帯など支援が必要な世帯の把握
- ・ ネットワーク等を活かし、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。また、認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワーク等を有効に活用するものとする。
- (3) 総合相談支援
- ・ 高齢者の様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行う。
- 専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。
- (4) 相談事例の終結の条件
- ・ 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
  - ・ センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合
  - ・ 後見人が選任された場合
  - ・ 虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合
  - ・ その他、判断に迷う場合は、協議する

### 3 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

- (1) 成年後見制度等の活用
- ・ 日常生活自立支援、成年後見制度等を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、高齢者の生活機能の維持を図る。
  - ・ 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が図られるよう関係機関と連携し支援する。
- 高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がいない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。
- 対象者については、「四街道市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱」を参照すること。

- (2) 高齢者虐待への対応
- 高齢者虐待を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対

応をとる。必要に応じ以下の業務を行う。

- ① 高齢者虐待防止法第6条の規定による相談、指導及び助言
- ② 高齢者虐待防止法第7条第1項若しくは第2項の規定による通報
- ③ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による届出の受理
- ④ 高齢者虐待防止法第9条第1項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- ⑤ 高齢者虐待防止法第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ⑥ 高齢者虐待防止法第16条の規定により市と連携協力する者とその対応について協議

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必要に応じて市と連携し、適切な対応をとる。

#### (3) 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、介護サービス、医療サービス等様々なサービスの提供を行っても解消されず高齢者を特別養護老人ホーム等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めること。また、措置入所（短期含む）後も高齢者の状況を把握し、認知症等により判断力の低下した高齢者については、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

#### (4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

#### (5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域における高齢者虐待防止のため、行政・関係機関・各種事業所や住民等が理解を深め、ネットワークを構築し高齢者虐待防止の啓発活動に取り組むこととする。

また虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

#### (6) 消費者被害防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報収集することに努める。また、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うなど、被害の未然防止、問題の解決にあたる。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

#### (1) 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・ 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組みを推進する。

(1) 関係機関との連携

- ・ 医療機関、介護サービス事業所、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図る。
- ・ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。
- ・ 医療と介護が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくために、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を習得する研修などを行う。
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。

(2) 地域の体制づくり

- ・ 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- ・ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、「認知症サポーター養成講座」を活用した取組みを行う。

### (3) 当事者・家族への支援

- ・ 認知症高齢者やその家族から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。
- ・ 認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで、介護負担を軽減し在宅介護を継続できるよう支援したり、認知症の本人や家族のニーズを地域で共有する機会とする。

## 6 認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

市等と協働し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進する。

- ・ 認知症サポーターステップアップ講座を受講した者を中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、その運営を支援する。
- ・ プロセスや活動内容などについては、地域の認知症の人やその家族のニーズのほか、地域の社会資源も勘案したうえで設定する。
- ・ チームオレンジには原則、認知症の人が地域で生活していく上で関わる機会が多いと想定される、幅広い年齢層の認知症サポーターや職域型の認知症サポーターの参画を求める。
- ・ 認知症の人や家族も支える側としてとらえ、チームオレンジのメンバーとして参画しやすい環境整備に配慮する。

## 7 地域ケア会議推進業務

- ・ センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。
- ・ 個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO 法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。

## 8 介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。

- ・ 一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めるものとする。また、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサー

ビス提供をしないように配慮する。

- ・ 地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを本人と共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高める。
- ・ 具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直す。

## 9 指定介護予防支援事業

- ・ 指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。
- ・ 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合も本人の状況を勘案し、特定の事業所に委託が偏らないよう留意しつつ、適切な事業所へ委託を行う。また、委託後もセンターの三職種等が適切に関与し、必要に応じて支援を実施する。

## 10 生活支援体制整備事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的にしている。

センターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加、市民への普及啓発等、市と協働して取組みを推進する。

## 11 認知症初期集中支援推進事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

## 予防プランの再委託事業所の承認

○新たな承認事業所は以下のとおりです。

No.	事業所名	所在地	承認理由
	【事業所番号】	承認年月日	
1	ケアプラン白樺	千葉県千葉市若葉区桜木北3-20-47	ケアプラン白樺を利用している要介護の方が、更新の結果要支援となりましたが、本人より引き続き同事業所にてプラン作成をお願いしたいとの希望があり、承認しました。
	【1270403007】	令和4年2月1日	
2	居宅介護支援事業所 スマイル	千葉県佐倉市宮ノ台5-3-12	市外在住時に利用していた事業所を、引き続き利用したいとの希望が本人、家族からあり、承認しました。
	【1271702886】	令和4年3月11日	
3	ケンコー介護サービス	千葉県四街道市鹿渡1116-3エトアールA205	新たに開設された事業所に着任する介護支援専門員が担当しており、引き続きケアプランの作成をお願いしたいと本人、家族より希望があり、承認しました。
	【1273301711】	令和4年10月1日	
4	居宅介護支援事業所 Y's ケアセンター	千葉県千葉市若葉区小倉台3-4-5 2階	要支援1の認定が出たが、本人のことを以前から知っている介護支援専門員へお願いしたいと、本人及び家族より希望があったため、承認しました。
	【1270402389】	令和4年10月28日	

地域密着型サービス事業所の指定状況（R4.11.16現在）

資料7

No.	地域密着型サービス	施設名	住所	指定年月日	有効期間	R3.11.29以降の指定状況
1	地域密着型 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	赤かぶ園四街道	亀崎1260-12	H21.10.1	R9.9.30	
2		リバーサイド	小名木101-9	R1.8.1	R7.7.31	
3	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	チェリーコート グループホーム	大日549-1	H19.6.1	R7.5.31	
4		四街道ケアセンターそよ風	物井1596-4	H21.12.1	R9.11.30	R3.12.1更新
5		グループホームよしおか	吉岡1803-5	H23.5.1	R5.4.30	
6		グループホームものいの家	物井1806-12	H23.12.1	R5.11.30	
7		はなまるホーム四街道	鹿渡593	H28.12.1	R10.11.30	
8	小規模多機能型居宅介護	ふきのとうみんなの家さら	旭ヶ丘4-19-13	H27.5.1	R9.4.30	
9	看護小規模多機能型居宅 介護	コープ夢みらい四街道	大日1794-3	R2.3.23	R8.3.22	
10	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	コープみらい 四街道介護センター	大日1793-15	H26.9.1	R8.8.31	
11	認知症対応型通所介護	デイサービス和良比なごみの家	和良比276-112	H28.5.1	R10.4.30	R4.5.1更新
12	地域密着型通所介護 (デイサービス)	ふきのとうみんなの家ばお	旭ヶ丘3-7-3	H18.12.1	R6.11.30	
13		向南台デイサービス	鹿渡698-22	H21.6.1	R9.5.31	
14		リハビリデイサービス Good Walker	和田177-1	H25.5.1	R7.4.30	
15		ステップばーとなー桜ヶ丘	大日79-3	R2.4.1	R8.3.31	
16		四街道リハビリデイサービス	四街道1522-41	H25.11.1	R7.10.31	
17		ふたばデイサービス	鹿渡1116-5 大山グリーンハイツ 103	H26.2.1	R8.1.31	
18		ミック健康の森 大日	大日459-13 ヴェルキュレ大日 101	R2.12.1	R8.11.30	
19		とらいはーと	大日50-17廣やビル101	H27.8.1	R9.7.31	
20		クローバーケア つくし座デイサービス	つくし座1-3-4	H27.11.1	R9.10.31	
21		デイサービス I RODOR I	下志津新田2541-3	H27.12.1	R9.11.30	
22		デイサービス心和	和良比256-133	H29.11.1	R5.10.31	
23		デイサービス I RODOR I 栗山	栗山990-5 松戸ビル	H31.3.1	R7.2.28	
24		アクティブのどか	千代田5-36-9	H26.6.1	R8.5.31	
25		リハビリセンター四街道	大日356-5	R3.7.1	R9.6.30	
26		ういず・ユー リハビリバイク四街道	鹿渡933-134	R3.8.1	R9.7.31	
27		ときわの社 デイサービスセンター	佐倉市石川556	H29.11.1	R5.10.31	